

青 警 本 運 免 第 1 3 1 9 号
青 警 本 保 第 1 0 9 1 号
平 成 2 9 年 3 月 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法における認知機能検査の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項について

銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で、申請書を提出した日（所持許可の更新を受けようとする場合には、有効期間が満了する日）における年齢が75歳以上の者（以下「認知機能検査対象者」という。）は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の3第1項により、認知機能検査を受けなければならないこととされており、その結果が一定の基準に該当する場合には、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、銃刀法第4条の3第2項の規定により、その者に対し、認知症であるかどうかについての医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができることとされている。

この銃刀法上の認知機能検査の内容及び方法については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）上の認知機能検査と同一となっていることから、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）第16条第2項により、道交法上の認知機能検査の結果を銃刀法上の認知機能検査の結果として利用することができることとされている。

また、認知症は、道交法第103条第1項第1号の2及び銃刀法第11条第1項第3号の規定により、運転免許と銃砲刀剣類の所持許可とに共通する取消事由等となっていることから、道交法第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査（同項の規定による臨時適性検査にあっては、主治医の診断書に係る診断を含む。以下「臨時適性検査」という。）の結果等に基づく措置及び銃刀法第4条の3第2項又は第12条の3の受診等命令（以下「受診等命令」という。）による医師の診断結果に基づく措置で認知症に係るものについては、交通部門と生活安全部門との間で緊密に情報を共有し、認知症と診断された者に係る運転免許及び銃砲刀剣類の所持許可の取消し等の措置が、公安委員会内において齟齬なく行われる必要がある。

これらの運転免許と銃砲刀剣類の所持許可における関係事務については、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う道路交通法上の認知機能検査（講習予備検査）の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項について」（平成21年12月1日付け、青警本生環第1194号、青警本運免1033号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正

法」という。)の施行に伴い、所要の改正を行い、本年3月12日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 道交法上の認知機能検査結果の取扱い

銃刀法施行規則第16条第2項に規定される道交法上の認知機能検査結果を証明する書類は、青森県道路交通規則（平成10年青森県公安委員会規則第7号）の別記様式第20号の3から第20号の5（以下「認知機能検査結果証明書」という。）とするので、銃砲刀剣類の所持許可を管轄する所属長（以下「署長等」という。）は、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）が道交法上の認知機能検査の結果を利用する場合は、申請時に認知機能検査結果証明書を提示させることとしており、この度、新設される臨時認知機能検査（改正法による改正後の道交法第101条の7第3項の規定による認知機能検査をいう。）についても同様に扱うこととする。

その際、当該認知機能検査結果証明書の内容が、銃刀法施行規則第16条第2項第1号又は同項第2号に規定する期間内（新規の所持許可申請にあつては、当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後。許可の更新申請にあつては、当該許可の有効期間が満了する日の5月前から1月前までの間。）に受検されたものであるかどうか確認するとともに、必要に応じて様式1により運転免許課長に認知機能検査の受検歴について照会すること。

上記の照会を受理した運転免許課長は、当該申請者の認知機能検査受検歴について調査し、速やかに回答すること。

なお、当該申請者の認知機能検査受検歴には、改正法による改正後の道交法第101条の7第3項に規定される臨時認知機能検査の受検歴を含めるほか、道交法上の認知機能検査は複数回受検することが可能となっていることから、運転免許課長は、最新の受検歴について署長等に回答するものとする。

2 認知症に係る行政処分結果の通報等

臨時適性検査の結果又は受診等命令による医師の診断で、認知症と判断された者に対して、運転免許の取消し等又は銃砲刀剣類の所持許可取消し等（いわゆる自主返納及び申請により求められた許可等を拒否する処分を含む。以下同じ。）の措置を行った場合、運転免許課長及び保安課長は、次の要領により当該措置結果を相互に通報し、通報を受けた部門においても取消し等の措置を行うこと。

なお、改正法による改正後の道交法第102条第1項から第3項までの規定による診断書の提出命令（以下「診断書提出命令」という。）に基づく診断書の提出により、認知症と判断された者に対して、運転免許の取消し等の措置を行った場合についても同様に扱うこと。

(1) 臨時適性検査の結果等に基づき運転免許の取消し等を行った場合

運転免許課長は、臨時適性検査の結果又は診断書提出命令により提出された診断書により認知症と診断され、運転免許の取消し等の措置を行った場合は、当該措置について、様式2に関係書類を添付の上、保安課長に通報すること。

(2) 受診等命令による医師の診断結果により銃砲刀剣類の所持許可の取消し等を行った

場合

保安課長は、受診等命令の結果、認知症と診断され、銃砲刀剣類の所持許可の取消し等を行った場合は、当該取消し等の措置について、様式3に關係書類を添付の上、運転免許課長に通報すること。

(3) 通報を受理した場合の措置

運転免許課長又は保安課長は、上記(1)、(2)の通報を受理した場合、当該被処分者が運転免許又は銃砲刀剣類の所持許可（以下「運転免許等」という。）を受けている者であるかどうか調査し、運転免許等を受けている場合は、取消し等の措置の手続きを行うこと。

また、運転免許等を受けていない場合は、通報内容を管理し、運転免許等の新規申請に備えること。

なお、保安課長は、上記(1)の通報が、道交法第102条第7項ただし書に規定する医師（以下「主治医」という。）から提出された診断書により認知症と診断され、運転免許の取消し等の措置が行われたときは、当該主治医が認知症の専門医でない場合、直ちに認知症であると公安委員会において判断できないと考えられることから、当該被処分者に対し、受診等命令により専門医の診断を受けさせること。

その結果、当該専門医の診断が認知症ではないとの診断結果となった場合は、再度受診等命令を発すること。

この場合においては、当該主治医及び最初の受診等命令により診断を行った医師以外の専門医を受診させるなど、慎重に判断を行うこと。

3 その他

(1) 臨時適性検査の結果と受診等命令による医師の診断結果が異なるものとなった場合の取扱い

臨時適性検査の結果と受診等命令による医師の診断結果が異なるものとなった場合であっても、一方で認知症と診断された以上は、その診断結果に基づき取消し等の措置が行われることとなるため、他方においても当該診断結果に基づき取消し等の措置を行う必要がある。

したがって、保安課長から、受診等命令による医師の診断で認知症と診断され、銃砲刀剣類の所持許可の取消し等の措置を行った旨の通報を受けた場合に、当該者が既に臨時適性検査を受検し、その結果認知症ではないと診断されていたとしても、受診等命令による医師の診断結果に基づき運転免許の取消し等の措置を行うこと。

(2) 銃刀法上の認知機能検査の結果の取扱い

道交法上の認知機能検査の結果を銃刀法上の認知機能検査の結果として利用することができるとされている一方、銃刀法上の認知機能検査の結果を道交法上の認知機能検査の結果として利用することは認められていない。

したがって、銃刀法上の認知機能検査を受検した者であっても、運転免許証の更新等のため必要がある場合には、別途道交法上の認知機能検査を受けていなければならないことに留意すること。

なお、道交法上の認知機能検査の結果は、銃刀法上の認知機能検査の結果により影響されるものではない。

したがって、道交法上の認知機能検査の結果が、道交法上の基準該当者となる第1分類であった者が、後日、銃刀法上の認知機能検査で第2分類又は第3分類となったとしても、当該者は依然として基準該当者であることなどに留意すること。

本件担当

運転免許課行政処分係

保安課危険物係

様式 1

銃砲刀剣類関係事項照会書（認知機能検査）

平成 年 月 日

殿

印

次の、銃砲所持許可申請者・刀剣類所持許可申請者・猟銃等所持許可更新申請者について、当該所持許可に係る調査のため必要があるので、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する検査（認知機能検査）及び同法第101条の7第1項に規定する検査（臨時認知機能検査）の受検の有無を調査いただき、受検歴があれば、当該認知機能検査の受検年月日及び総合得点を教示願います。

申請者住所

申請者氏名

生 年 月 日 (歳)

本件担当者 (警電番号)

銃砲刀剣類関係事項回答書（認知機能検査）

平成 年 月 日

殿

印

上記の照会について、以下のとおり回答します。

- 1 受検歴なし
- 2 受検歴あり

受 検 日 平成 年 月 日

総合得点

本件担当者 (警電番号)

様式 1 （記載例）

銃砲刀剣類関係事項照会書（認知機能検査）

平成 2 9 年 1 月 〇 日

青森県警察本部運転免許課長 殿

青森県青森警察署長 図

次の、銃砲所持許可申請者・~~刀剣類所持許可申請者~~・~~猟銃等所持許可更新申請者~~について、当該所持許可に係る調査のため必要があるので、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する検査（認知機能検査）**及び同法第101条の7第1項に規定する検査（臨時認知機能検査）**の受検の有無を調査いただき、受検歴があれば、当該認知機能検査の受検年月日及び総合得点を教示願います。

申請者住所 青森市新町二丁目 3 番 1 号

申請者氏名 ほあん たろう
保安 太郎

生 年 月 日 昭和 7 年 1 月 15 日生（78歳）

本件担当者 生活安全課〇〇係 警察太郎（警電番号 〇〇）

銃砲刀剣類関係事項回答書（認知機能検査）

平成 2 9 年 1 月 〇 日

青森県青森警察署長 殿

青森県警察本部運転免許課長 図

上記の照会について、以下のとおり回答します。

~~1 受検歴なし~~

2 受検歴あり

受 検 日 平成21年12月24日

総合得点 36.123点

本件担当者 運転免許課〇〇係 警察花子（警電番号 〇〇）

第 号
年 月 日

運転免許課長 殿

保 安 課 長

銃砲刀剣類所持許可取消しに係る通報について

みだしのことについて、下記の者が受診等命令の結果、認知症と診断され、銃砲刀剣類の所持許可の取消し等の措置を行ったので、関係書類を添付の上、通報します。

記

本 籍

住 所

職 業

氏 名

生 年 月 日

許可証番号

取消年月日

第 号
年 月 日

保 安 課 長 殿

運転免許課長

運転免許取消しに係る通報について

みだしのことについて、下記の者が臨時適性検査の結果、認知症と診断され、
運転免許の取消しを行ったので、関係書類を添付の上、通報します。

記

本 籍

住 所

職 業

氏 名

生 年 月 日

免 許 番 号

取消年月日